

名城大学法学部応用実務法学科の廃止について（届出）

令和5年6月14日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人名城大学
理事長 立花 貞司

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、別紙資料を添えて届け出ます。

記

- ・名城大学法学部応用実務法学科の廃止に係る学則変更

廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

1. 廃止の事由

平成28年4月から法学部応用実務法学科の学生募集を停止し、在学生在がいなくなった段階で廃止手続きを行うこととしておりましたが、この度、令和5年3月をもって、在学生在がいなくなりましたので、法学部応用実務法学科を廃止いたします。

2. 廃止の時期

令和5年7月31日

3. 学生の処置方法

令和5年3月に在学していた1名が退学し、在学生在はいなくなりました。

なお、卒業生については、全学的組織として学務センターを設置しており、証明書の発行等の対応をしておりますので、学生の処遇に、特に問題ありません。

※ 平成28年4月から法学部応用実務法学科の学生募集の停止し、それに伴い学則改正をしているため、今回の廃止手続きに伴う学則改正はありません。従いまして、現行の学則及び法学部応用実務法学科の学生募集を停止した際の学則変更の新旧の比較対照表を参考として、添付させていただきます。